イシン株式会社　定款

第1章　総　則

（商　号）
第1条　当会社は、イシン株式会社と称し、英文ではIshin Co., Ltd. と表示する。

（目　的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 出版業
2. 広告代理業
3. 職業紹介業
4. 人材派遣業
5. 人材育成のための教育、研修、並びにカウンセリング業
6. 経営コンサルティング業
7. イベントの企画、運営業
8. 広報、PR活動の代行業
9. 求人、求職に関する市場調査、情報提供業
10. ウェブサイト、雑誌、書籍の編集、制作業
11. 企業の合併、提携、買収、営業譲渡に関する指導、仲介
12. マーケティングリサーチ業
13. 企業の人事、労務管理の支援、代行業
14. 知的財産権の管理、販売業
15. CD、CDR、DVD、書籍、雑誌、写真のソフト販売、卸し業
16. インターネットを使用した広告事業
17. インターネットを使用したコンテンツ配信事業
18. インターネットを使用した会員制サイトの企画、運営事業
19. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）
第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会
(2)監査等委員会
(3)会計監査人

（公告方法）
第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、640万株とする。

（自己株式の取得）
第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株 主 総 会

（招　集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章　　取締役及び取締役会

（員　数）
第18条　当会社の取締役は、8名以内とする。
２　前項の取締役のうち、監査等委員でない取締役は4名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

（選任方法）
第19条　取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。
２　法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。
３　前二項の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
４　補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
５　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）
第20条　取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のう
ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員
である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第21条　取締役会は、その決議によってて取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の

中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取
締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)
第25条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって
重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）
第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任に関する定め）
第28条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章　　監査等委員会

(監査等委員会の構成及び招集)
第29条　監査等委員会は、監査等委員を持って構成する。
　　2　監査等委員会の招集通知は、会日から2日前までに各監査等委員に対して発
　　するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
　　3　監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経な
　　いでこれを開催することができる。

(監査等委員会の決議事項)
第30条　監査等委員会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める事項を議決する。

(監査等委員会の決議方法)
第31条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)
第32条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとする。

(常勤監査等委員)
第33条　監査等委員の決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)
第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

第6章　　会計監査人

(会計監査人の選任の方法)
第35条　会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)
第36条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章　　計　　算

(事業年度)
第37条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3　前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第40条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2　前項の未払いの配当金には、利息を付けない。

附則
変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社（以下、「振替株式発行会社」という。）となった日から効力を生ずるものとする。
2　変更案第15条の新設が効力を生ずるまでは、変更案第16条以降の条数から1を減ずるものとする。
3　本附則は、当会社が振替株式発行会社となった日にこれを削除する。

上記は当会社の現行定款と相違ありません。

2025年11月17日

イシン株式会社
代表取締役会長　　明石　智義